

# 神戸医療生活協同組合 神戸協同病院 訪問リハビリテーション 運営規程

## (介護予防訪問リハビリテーション 運営規定)

### (事業の目的)

第1条 この規程は、神戸医療生活協同組合が開設する神戸協同病院（以下事業者という。）が行う訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）事業（以下事業という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護高齢者等」という。）に対し、適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

#### 第2条

##### 1 訪問リハビリ（介護予防訪問リハビリテーション）の定義

- ①訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、利用者の心身の特性を踏まえてその能力に応じ、利用者の居宅において、必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持または向上を行うこととする。
- ②事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

##### 2 運営方針

- ①この事業所が実施する事業は、利用者が要介護及び要支援状態等となった場合においても、可能な限りその有する能力に応じ、訪問リハビリ（介護予防訪問リハビリテーション）を行います。
- ②利用者の「心身機能」「活動」「参加」などの生活機能の維持・向上を図ります。
- ③利用者の意思、及び、人格や尊厳を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ④事業に当たっては利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護サービス事業者、保健医療サービス及び、福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ⑤介護保険法及び関連する法律を遵守し、施行規則の運営基準に則り事業運営を行います。
- ⑥自らの訪問リハビリサービスの質の評価・向上に努めます。

- ⑦退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施するために、医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供する際に、リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入手し、内容を把握します。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 神戸医療生活協同組合 神戸協同病院
- ② 所在地 神戸市長田区久保町2丁目4番7号
- ③ 介護保険指定番号 2810603643号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 訪問リハビリテーション事業を行う職種、員数及び職務内容は次のとおりである。

- ① 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の統括管理、指導を行う。
- ② 医師 1名以上  
医師は、利用者のリハビリテーションの提供を行うにあたり、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士に指示すること及び利用者の健康管理・保健衛生の指導を行う。
- ③ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 5名以上  
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、他職種と連携しつつ利用者の心身機能評価、訓練計画の立案、適切なリハビリテーションの提供を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日とする。祝日、年末年始（12月30日～1月3日）は休業とするが、大雨や台風、大雪などの天候不良時も休業の場合もある。
- ② 営業時間 月曜日から金曜日 8時30分～17時00分  
土曜日 8時30分～13時00分

（通常の事業の実施区域）

第6条 通常の事業の実施区域は、下記の区域とする。

神戸市長田区、須磨区東部、兵庫区西部

(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険告示上の額のうち介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。

(サービス提供の留意事項)

第8条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の留意事項は次のとおりとする。

- ① 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、第9条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
- ② 訪問リハビリテーション従事者は、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はそのご家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ③ 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション計画の作成)

第9条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に当たたる従事者（以下「医師等の従事者」という。）は診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成するものとする。

- 2 医師等の従事者は、上記の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明、交付し同意を得るものとする。
- 3 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の作成にあたっては、既に居宅サービスが作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
- 4 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）従事者はそれぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及

びその評価を説明し、診療記録に記載する。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第 10 条 利用にあたって、体調不良等によって訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時における対応方法)

第 11 条 訪問リハビリテーションの提供に当たる者は、サービス提供時間に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(事故発生時の対応)

第 12 条 利用者に対する訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあつては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(秘密保持等)

第 13 条 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)従事者は、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)従事者であった者に、業務上知り得た又はそのご家族の秘密を保持させる為、訪問リハビリテーション従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべく旨を訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)従事者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第 14 条 管理者は、提供した訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の処置を講じ、利用者及びご家族に説明するものとする。

- 2 提供した訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村職員か

らの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 提供した訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努める。

#### （事業継続計画の策定）

第 15 条 事業所は感染症や非常災害発生時のサービス提供を継続的に実施するため及び早期の業務再開を図るための消防計画、風水害、地震、感染症等に対処する計画を作成し、非常災害に備えるため、年 2 回定期的に非難、救出その他必要な訓練を行う。また定期的に事業計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行う。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### （感染症の予防及びびまん延の防止のための措置）

第 16 条 事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置など活用して行うことができるものとする）をおおむね 6 月に 1 回以上開催します。その結果を、職員に周知徹底します。
- ②事業における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

#### （虐待防止に関する事項）

第 17 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備

- ③ 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体の拘束等)

第 18 条 当施設では、原則として利用者に対し身体拘束は行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は運営部長が判断、利用者又は利用者の 代理人（家族や後見人等）に説明し同意を得て、次に掲げることに留意した上で、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なうことがある。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の状況、緊急やむを得なかった理由を介護サービス記録に記載することとする。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命、身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命、身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限る。
- (3) 一時性・・・利用者本人又は他人の生命、身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解くこととする。

(ハラスメント対策)

第 19 条 事業所は、職場におけるハラスメント（上司や同僚に限らず、利用者やその家族から受けるものも含む）の防止の為、次に掲げる措置を講じる。

- ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ② 被害者への配慮のための取組（メンタル不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させないなど）
- ③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施、事業所への掲示など）

(その他運営について留意点)

第 20 条 事業者は、訪問リハビリテーション

(身体の拘束等)

第 19 条 当施設では、原則として利用者に対し身体拘束は行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は運営部長が判断、利用者又は利用者の 代理人（家族や後見人等）に説明し同意を得て、次に掲げることに留意した上で、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なうことがある。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の状況、緊急やむを得なかった理由を介護サービス記録に記載することとする。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命、身体に危

険が及ぶことが考えられる場合に限る。

(2) 非代替性・・身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命、身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限る。

(3) 一時性・・・・利用者本人又は他人の生命、身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解くこととする。従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 継続研修 年1回以上

2 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。

6 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、神戸医療生協の理事長と事業所の管理者の協議に基づき定めるものとする。

#### 提供するサービスについての相談・苦情

○（介護保険サービスに関すること）神戸市福祉局監査指導部

電話：322-6326 受付時間 8：45～12：00 13：00～17：30（平日）

○養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話（監査指導部内）

電話：322-6774 受付時間 8：45～12：00 13：00～17：30（平日）

○（介護保険サービスに関すること）兵庫県国民健康保険団体連合会

電話：332-5617 受付時間 8：45～17：15（平日）

○（サービスの質や契約に関すること）神戸市消費生活センター

電話：371-1221 受付時間 9：00～17：00（平日）

#### 附則

この運営規定は、2024年4月1日より施行する。